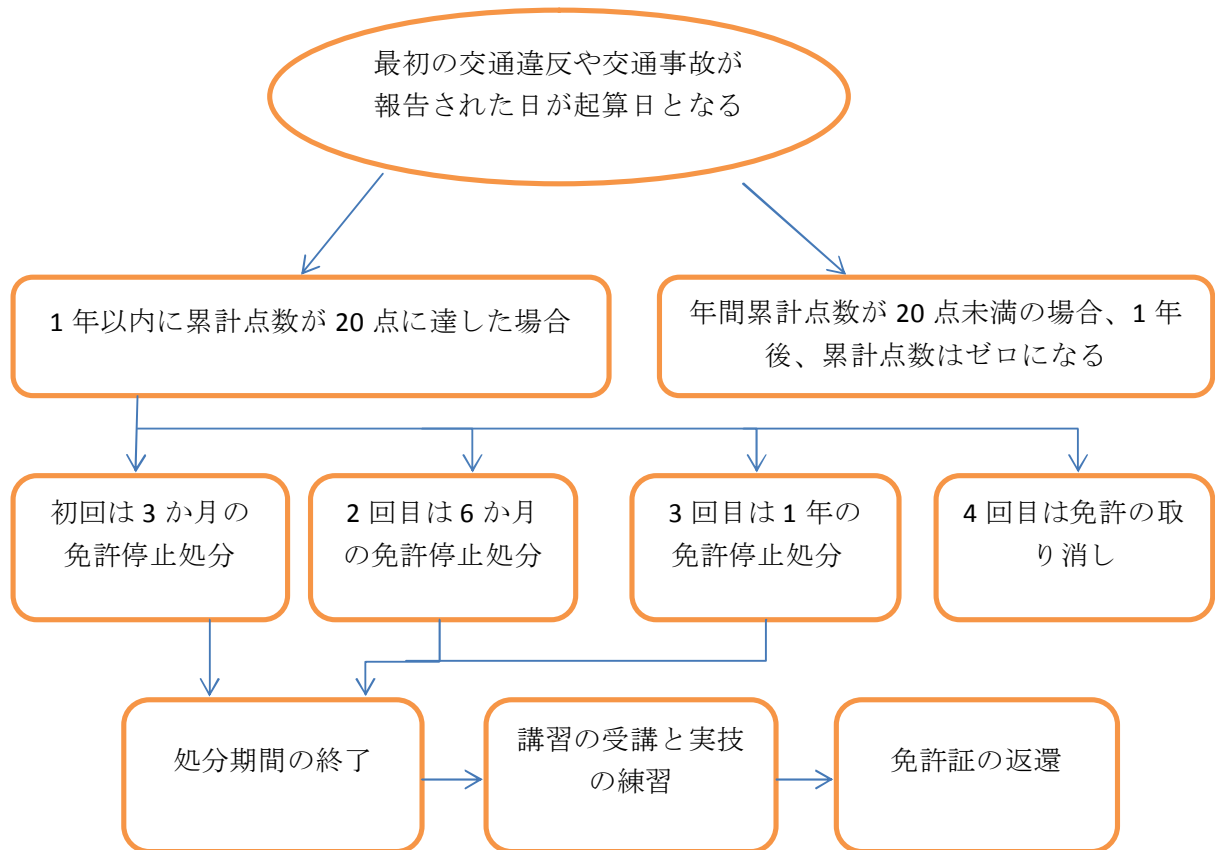


2016年2月7日

バーレーン内務省は、2016年2月8日より、運転免許証の行政処分に係る点数制度を施行することを発表しました。詳細は以下のとおりです。



点数制度の対象

1. バーレーン政府発行の運転免許証
2. 下記の表に記されたバーレーン国内における違反行為全て
3. 運転免許証の交付から1年以内、違反行為は2倍の点数が付加される。

第47条 運転免許証不携帯時の運転への罰則

法律の条項若しくはその他の法律に記されたより厳しい刑罰の実施を害することなく、罰則は6か月以内の懲役・BD50以上BD500以下の罰金となる。

点数制度の仕組み

最初の交通違反や交通事故が報告された日から 365 日を 1 年と数える。累計点数が、免許停止処分にあたるまでの 20 点に達した時、運転者の運転免許証は停止処分となる。初回の免許停止処分後は、その後新たに交通違反や交通事故を起こした日が起算日となる。

初回の交通違反や交通事故の日から数えて、年間の累計点数が 20 点未満の場合は、累計点数は自動的に削除される。その後は、新たに交通違反や交通事故を起こした日が起算日となる。

点数制度の対象となる免許証

この制度は、バーレーン王国発行の運転免許証を所持し、国内で交通違反や交通事故を起こした者全員を対象とする。

点数は都度運転者の運転免許証に付加されるが、免許の停止処分に当たっては、運転者の全ての免許証が対象となる。

累計点数が 20 点に達した際の処分

1. 運転者の年間の累計点数が初めて 20 点に達した場合、3 か月の免許停止処分となる。
2. 運転者が 1 年間に 2 度、累計点数が 20 点に達した場合は、6 か月の免許停止処分となる。
3. 運転者が 1 年に 3 度、累計点数が 20 点に達した場合は、1 年の免許停止処分となる。
4. 運転者が 1 年に 4 度、累計点数が 20 点に達した場合は、免許は取消処分となる。

初回、2 回目、及び 3 回目の免許停止処分を受けた場合、講習の受講及び修了までは、運転免許証は運転者に返還されません。講習の期間と条件は、交通局の決定によるものとします。

【交通違反の点数一覧表】

違反行為の種別	点数
障害者、緊急自動車、公共の運搬車両用の駐車場に車両を駐車する	2
警察官による身分証明書又は車両の登録証明書等の提示の要求を拒む	2
シートベルトを着用せず運転する	2
ヘルメットを着用せずバイクを運転する	2
交通警察の指示に従わない	2
Yellowbox（黄色い斜線が全体に引かれた交差点）への進入の際に規定を順守しない	2
30%以内の速度超過	2
1人以上に対し傷害事故を起こす	3
緊急車両用の車線、歩道等を走行しながらの追い越し	3
重要人物を乗せた専用車の進行又は緊急自動車を優先通行させない	3
乗客運搬車両、物品運送車、又は乗用車が適切な車線を走行しない	3
運転中に携帯電話で通話をする	3
運転免許証を携帯せず、若しくは免許証により許可された以外の車両を運転する。停止または取消処分を受けた免許証で運転をする。	2
運転免許証を携帯しない者に車両を提供する	2
物品輸送車が積載貨物の規定に違反する又は貨物を適切に覆わない	2
運転者の車両ではなく他の車両に登録された、若しくは無効・汚損・改ざんされたナンバープレートが取り付けられた車両を運転する	5
公道で故意に交通の流れを妨げる	5
許可なしに自動車レースをする	5
交通違反・交通事故を起こした後に現場から逃げ出す	5
運転免許証により許可された以外の目的で車両を使う	5
1人以上に対し死亡事故を起こす	10
酒気帯び運転又は薬物等を使用し運転する	8
酒気帯び運転又は薬物運転による私的又は公的な物件の損壊	8
30%以上の速度超過	7
赤信号の無視	7

全ての違反において、運転免許証の交付から1年以内における違反行為には、2倍の点数が付加される。点数制度は運転者の交通違反や交通事故の数を測定するために導入された制度であり、各違反行為の点数は、それらの違反の危険性により定められている。全ての違反行為における年間の累計点数が20点に達した場合、運転者に対し特定の行政処分が行われる。

点数制度に関するバーレーン内務省のページ：

<http://www.policemc.gov.bh/en/news/ministry/48520>

※当該制度は、事前告知なく変更される場合がありますので、ご了承ください。